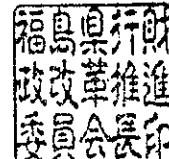


3行推第7号  
令和4年1月31日

福島県行財政改革推進本部長  
福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県行財政改革推進委員会  
会長 今野 順夫



### 行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「福島県行財政改革プラン（仮称）の素案」について、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

#### 記

1. 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生については、地域ごとに復興の進度が大きく異なることを踏まえ、市町村の行政運営に対する人的支援など、復興のステージに合わせ、市町村に寄り添った取組が求められる。
2. 時間の経過とともに、東日本大震災・原子力災害の発生当時の状況を知らない職員も増えていることを踏まえ、若手職員や新採用職員を含め、県職員全員が被災地の職員だという自覚を持ち、復興・再生に取り組むことが求められる。
3. 県の業務の進め方について、行政のデジタル変革や県保有データの利活用、働き方改革等を、県民側から見た使いやすさ、個人情報の保護等にも配慮しながら、付加価値の高い行政サービスの提供と業務の効率化等に向けて、推進することが求められる。
4. 新計画については、今後の進行管理や評価の実施等を見据え、成果目標や指標の位置付けを明確にするとともに、指標の根拠等を説明するなど、より分かりやすい計画とすることが求められる。